

申 請

平成23年9月7日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田佳彦 殿

千葉県知事
鈴木 栄治

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に
基づく平成23年7月4日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。

大網白里町において産出された茶（三番茶以降）

2 解除を申請する理由

9月2日に当該町で実施した検査結果で安全が確認された。

なお、解除後も引き続き、モニタリング計画による安全確認検査を実施する。

検査の詳細は、別添資料のとおりである。

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

大網白里町で産出される三番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

出荷制限の解除に当たって、出荷制限を受けた次の茶期以降（三番茶）において、当該町当たり3か所の地点において検体を採取し、検査を実施した。

検査の結果、解除しようとする地域内の採取地点について、放射性セシウムの濃度が暫定規制値以下となった。

なお、検体を採取した3地点のうち1地点は、出荷制限を判断した際の検体採取地点と同一地点である。

詳細は、別紙（検査実績）のとおり。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、摘採する茶期ごとに、町内で3か所の地点においてモニタリング検査を実施していく。

詳細は、別紙（検査計画表）のとおり。

4 出荷先等の把握

出荷団体及びそれ以外の出荷者に対し、出荷先、販売先の記録の保存を求め、出荷先等を捕捉可能とする。

5 当該町の一番茶が混入されないことの確保

当該町で生産された本年産一番茶（荒茶）については、当該町の製茶工場内で隔離して保管されている。今後とも、この荒茶が当該町産の三番茶と混ざることがないように、巡回指導等により徹底を図る。（当該町における二番茶については、刈り捨てを行いほ場にすき込んでいる。）

6 出荷制限区域の茶が出荷されないことの確保

次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

（1）出荷者対策

引き続き出荷制限指示が継続される6市については、これまで同様、生産者に対し、出荷を行わないよう周知する。

（2）流通対策

茶葉は、県内の製茶工場に出荷されるので、引き続き製茶工場及び製茶工業団体に対して、出荷制限指示が継続される6市の茶葉を扱わないよう周知するとともに巡回指導により徹底を図る。

7 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が出た場合には、即座に当該町からの茶の出荷自粛を要請する。また、周辺地域の広がりを確認するための検査を行う。

大網白里町産の茶の検査実績

肉・卵・魚・その他

暫定規制値	放射性ヨウ素	放射性セシウム
ベクレル/kg	基準なし	500

分析機関：国立保健医療科学院（一番茶）

(財) 日本食品分析センター多摩研究所（三番茶）

町名	検査結果（ベクレル/kg）					
	〔 上段：放射性ヨウ素 131 下段：放射性セシウム 134 と 137 の合計 〕					
	一番茶			三番茶		
	品目	採取日	測定値	品目	採取日	測定値
大網白里町	生茶葉	5/19	検出せず	荒茶	8/17	検出せず
			751.8			214
					8/31	検出せず
						208
					8/31	検出せず
						260

大網白里町産の茶の検査計画表

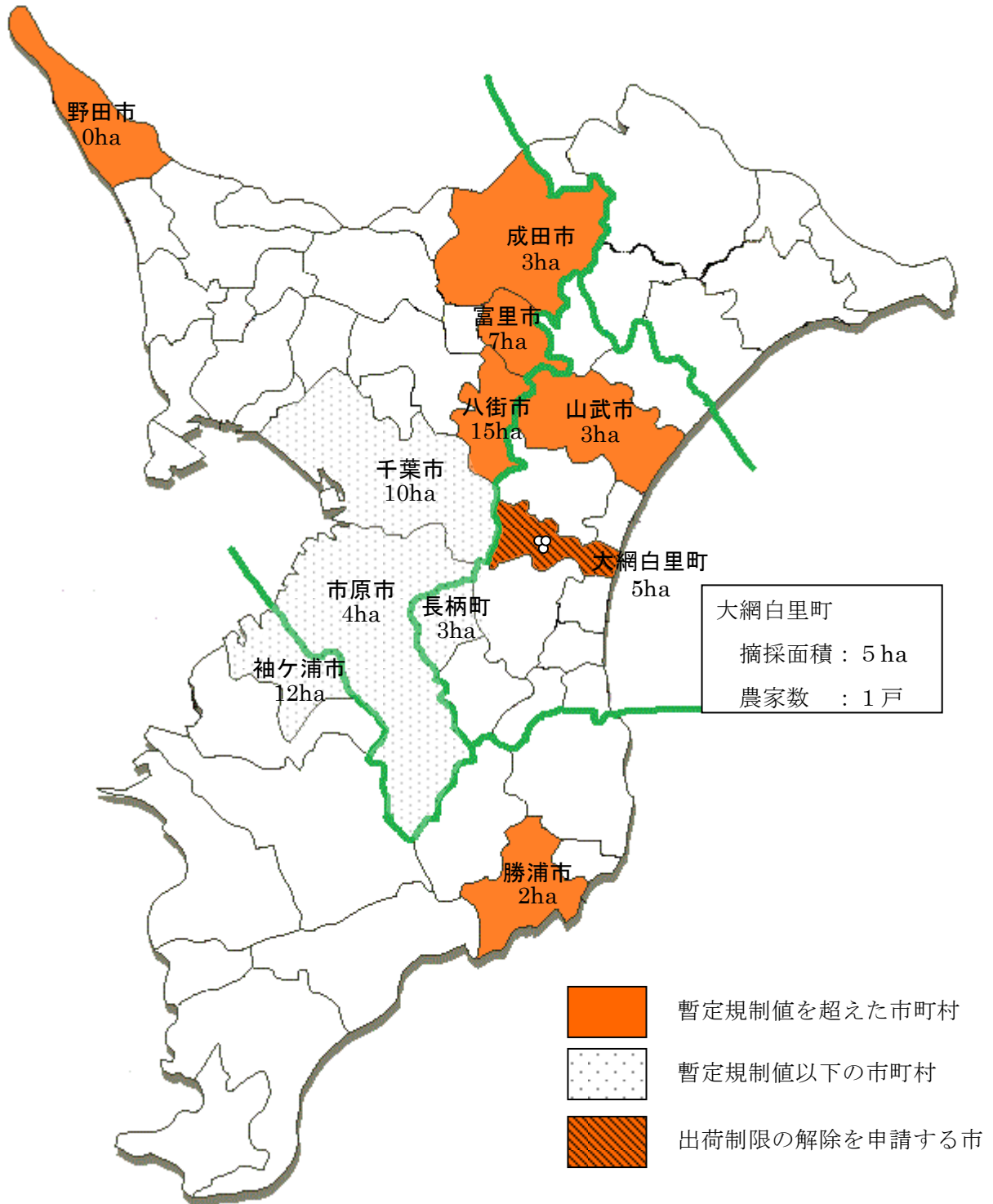
単位：検体

品目	町名	平成 24 年 一番茶	平成 24 年 二番茶
茶（荒茶）	大網白里町	3	(3)

注) 二番茶については、摘採しない場合は検査を実施しない。

大網白里町における放射性物質検査状況

検査実施日：9月1日



市町村の下の数字は

H16 作物統計の摘採面積